



## 国民年金講座

# ～国民年金保険料は、退職（失業）による特例免除があります～

失業を事由とする国民年金保険料の免除制度があります。退職後、失業のため国民年金保険料の納付が困難な方には保険料の申請免除の制度が設けられています。（失業の理由は問いません。）通常であれば審査の対象となる本人（退職された方）の所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除されるものです。

保険料の免除は、お住まいの市町村の国民年金窓口に必要なとなりますので、国民年金の加入手続きの際にあわせてご相談ください。

申請免除の手続きには次の書類が必要です。

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 認め印
- 雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票
- ※「所得証明書」が別途必要となる場合があります。

※連帯納付義務者である世帯主や配偶者の所得額が一定以上の場合は、申請免除が受けられない場合もあります。



問い合わせ先 | 住民生活課 住民係 ☎73-1415 鳥取社会保険事務所 ☎27-8311

## 平成21年度長寿医療保険料の納付について

### 【保険料の納め方】

- 基本的に受給される年金額によって2つの方法に分かれます。

|           |   |                                                  |
|-----------|---|--------------------------------------------------|
| 年金の年額18万円 | ➡ | 以上 年金から納める(特別徴収) …… 4、6、8(仮徴収)、10、12、2月(本徴収)の年6回 |
|           |   | 未満 納付書・口座振替(普通徴収) …… 8、10、12、2月の年4回              |

※介護保険料との合計が年金額の2分の1を超える方と選択制で口座振替に変更した方は、普通徴収です。

### 【平成21年度長寿医療保険料の納付について(状況別)】

- 平成20年度が特別徴収だった方
  - 4月から特別徴収され、保険料が確定する7月に通知書をお送りします。(仮徴収額は、去年8月にお送りした通知書に記載してあります。)
- 平成20年度に75歳になられ、平成21年4月から特別徴収になる方
  - 前年の所得が確定していないため、4月に仮徴収額決定通知書を、7月に本徴収額決定通知書をお送りし、徴収は4月から始まります。
- 普通徴収の方
  - 8月から普通徴収され、通知書は7月にお送りします。
- 平成20年度に特別徴収だったが、保険料軽減措置(均等割額8.5割軽減、所得割額50%軽減)の対象になったことにより、年度途中で保険料の支払いが中断された方
  - 8月は普通徴収で、10月から特別徴収され、通知書は7月にお送りします。
- 平成21年度中に75歳になられる方、また障がい認定を受けられた方
  - 誕生月、取得月の2ヶ月後に通知書をお送りします。支払いは、8月以降普通徴収されます。

問い合わせ先 | 住民生活課 住民係 ☎73-1415 鳥取県後期高齢者医療広域連合 ☎(0858)32-1097